

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、申立期間当時、A市に住んでおり、国民年金保険料は近くの郵便局やB駅南側の警察署前にあったA市役所で納付していた。

私の夫は、申立期間当時、C社に勤務しており、勤務先から専業主婦も国民年金に加入すべきと言われていたことから、結婚後は国民年金に任意加入し確実に納付してきた。当時の領収書は保管していないが、6月のボーナス時期に納付したはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同月31日に国民年金に任意加入しており、61年4月1日に国民年金第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替え、及び複数回にわたる国民年金被保険者の住所の変更手続を全て適切に行っている。

また、申立期間は9か月と短期間であり、当該期間直前の国民年金保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月

私は、国民年金に加入し、最初の頃や失業した時には申請免除の手続を行ったこともあったが、それ以外の国民年金保険料は全て納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時から、申立期間を除いて国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、保険料の免除申請や国民年金被保険者資格の種別変更手続も適切に行っている上、申立期間は 1 か月と短期間である。

また、申立人は、平成 13 年 3 月に会社を退職した後、国民年金保険料の免除申請を行い、その後、申立期間直前の平成 14 年度及び 15 年度の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、A 市の国民健康保険の加入記録により、申立人は平成 13 年 4 月に国民健康保険にも加入し、申立期間を含む 16 年 4 月までの国民健康保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、A 市の所得照会回答票により、申立人が平成 16 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した後の厚生年金保険料等の控除額を試算するとともに、同年に納付したことが確認できる国民年金保険料及び国民健康保険料の合計額について、A 市が回答する同年の申立人の社会保険料控除額と比較検証したところ、当該社会保険料控除額には申立期間の国民年金保険料に相当する金額が含まれているものと推認できることなどを踏まえると、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月
② 昭和 56 年 6 月及び同年 7 月

私は、昭和 56 年 2 月に A 市から B 市に異動した際に、妻が私の国民年金の加入手続きを行い申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 56 年 2 月から当該期間直前の同年 4 月までの国民年金保険料を納付しており、同年 5 月 1 日に申立人の妻が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴い、国民年金の強制加入から任意加入への種別変更の届出を適切に行っていることが確認できる。

また、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立期間①直前の昭和 56 年 4 月の納付記録が平成 2 年 5 月 19 日に免除から納付済みに記録訂正されているなど、申立人の納付記録について、行政側の記録管理に不備がうかがわれることなどを踏まえると、申立期間①の保険料は納付されていたものと認めるのが自然である。

一方、申立期間②については、B 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は当該期間直前の昭和 56 年 5 月 28 日に任意加入被保険者資格を喪失していることから、当該期間は未加入期間となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の妻が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年1月、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日から19年9月1日まで

日本年金機構の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、平成18年12月の標準報酬月額の随時改定が行われていないため、当該期間の報酬月額より低くなっていることが分かった。会社からは、「標準報酬と掛金・保険料のお知らせ（随時改定）」において、申立期間の標準報酬の等級・月額が改定された旨の通知を受けており、会社が加入しているB企業年金基金の記録も、同年12月に報酬月額等の改定処理が行われている。

申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社が提出した賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により、申立期間のうち、平成19年1月、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な金額の納付であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年12月、19年2月及び同年3月については、A社が提出した基準給与簿及び賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と同額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録、及びC社における資格取得日に係る記録を昭和34年10月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月15日から同年11月16日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社から同社の関連事業所であるC社に出向し、その後出向を解かれ、C社に移籍した期間であり、両社に継続して勤務していたことには間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、社会保険等の加入手続の事務を担当していたとする同僚が所持するC社の「役員・従業員名簿」、複数の同僚の供述、及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連事業所であるC社に継続して勤務し（昭和34年10月16日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和34年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立人の移籍時の退職・入社手続の際に、A社及びC社にお

いて、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を誤って届け出た可能性が考えられる。」と回答していることから、各事業主は、昭和 34 年 10 月 15 日を資格喪失日、及び同年 11 月 16 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 3774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

A社に昭和36年7月1日に入社してから、53年5月19日まで継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る「従業員名簿」、及び同時期にA社に勤務した同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年11月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料は保存されておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和47年12月1日から48年1月30日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月31日に訂正し、47年12月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月1日から48年4月1日まで
② 昭和52年10月1日から53年3月1日まで
③ 平成15年12月1日から16年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

A社には、昭和47年8月に入社し、52年8月末に退社するまでの期間において継続して勤務しており、B社の厚生年金保険被保険者資格の取得日は53年3月1日とされているものの、私が実際に入社したのは52年10月頃だった。また、C社には平成15年12月に採用され、D担当として勤務したことは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和47年12月1日から48年1月30日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人が少なくとも当該期間において同社に継続して勤務し、業務内容及び雇用条件に変更は無かったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和48年1月31日から同年4月1日までの期間については、申立人の当該期間における同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社において事務担当として勤務していた申立人の同僚は、「社会保険に関する事務は社長が全て行っており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては分からない。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和47年12月1日に被保険者資格を喪失した後に健康保険被保険者証が返納されていることを示唆する記載が確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険被保険者記号番号*において昭和47年8月25日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した後、異なる厚生年金保険被保険者記号番号*において48年4月1日に再度資格を取得していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、昭和48年1月31日から同年4月1日までの期間において、申立人が、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人のB社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和53年3月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる上、申立人は申立期間②より前に勤務したA社に係る雇用保険の被保険者記録において、同社を退職後に雇用保険法に基づく基本手当（失業手当）が支給されたことを示唆する記録が確

認できる。

また、オンライン記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「当社では本人が希望しない限り、入社と同時に厚生年金保険に加入させており、手続に漏れがあるとは考えられないが、当時の関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人のうち、唯一連絡の取れた者は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している上、このほか、前述の被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は連絡先が不明等のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成15年12月から16年4月末までの期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険新規適用届及び適用事業所名簿によれば、C社は平成16年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所ではなかったことが確認できるところ、オンライン記録において、申立人は、同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時の事業主の連絡先は不明であり、照会することができない上、C社に係るオンライン記録から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人のうち、唯一連絡の取れた者は、「申立期間③当時、申立人が勤務していたことは記憶しているが、C社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなかったはずである。私自身の被保険者記録は間違いない。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらず、申立人の申立期間③における事業主による厚生年金保険料の控除につ

いて確認できない。

さらに、オンライン記録において平成 16 年 4 月 1 日に C 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人と同時期に同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、15 年 4 月から 16 年 3 月までの期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が13万4,000円と記録されている。

同社における給与支給額は入社当初から16万円だったので、申立期間における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する16万円と記録されていたところ、平成7年10月12日付けで申立期間における標準報酬月額が同年1月1日に遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業主及び同僚二人並びに既に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚14人についても、申立人と同様に平成7年10月12日付けで標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時の事業主の連絡先は不明であり照会することはできないものの、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時、事業主から給与支給額や標準報酬月額が下がるという説明を受けた記憶は無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 12 月まで

昭和 51 年から 52 年に、A 市 B 町に居住していた頃、町の婦人会の世話役で年配の女性から勧められ、国民年金に加入し、保険料は毎月自宅まで集金に来ていた人に支払った。年金手帳には、55 年 1 月 28 日に同市 C 町において、初めて国民年金に加入した旨の記載があるが、これは間違いである。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳において、申立人が初めて国民年金の被保険者となったのは昭和 55 年 1 月 28 日であり、種別は任意加入被保険者である旨が記載されているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号が付されている国民年金の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、55 年 1 月 28 日に払い出されたものと推認され、申立人はこの時点で国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、任意加入者は制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が A 市から転居した D 市、E 市及び F 町における国民年金被保険者名簿においても、申立人が昭和 55 年 1 月 28 日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得したとする記録が確認でき、申立期間については未加入期間とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月

平成 20 年 1 月 21 日に 17 年 12 月分の国民年金保険料を納付した後、申立期間の納付書が手元に残っていることに気が付き、保険料を納付していないことを確認した。既に時効となっていることは承知していたが、金融機関かコンビニエンスストアで保険料を納付したところ、受け付けてもらえたことをはっきりと記憶している。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成 20 年 1 月 21 日以降の時点においては、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料は、制度上、社会保険事務所（当時）において収納できなかったものと考えられ、仮に、金融機関において受領されたとしても、社会保険事務所において過誤納付として還付の処理がなされることとなるが、オンライン記録において、その様な処理がなされた記録は確認できない。

また、申立人に係る平成 17 年、19 年及び 20 年に係る確定申告書並びに 17 年から 21 年までの期間に係る所得照会についての関係市町村からの回答において、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できず、20 年の確定申告書に添付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」において、17 年 12 月及び 20 年 7 月分の国民年金保険料が納付された旨の記載は確認できるものの、申立期間については納付された旨の記載は無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間及び申立期間の国民年金保険料

を納付したとする時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難いなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月及び同年3月
② 平成9年4月

申立期間①については、当時、私は学生であったため、母が国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。申立期間②は、平成9年4月に入社した会社の試用期間であり、厚生年金保険に加入できなかったため、母が国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間①の保険料が免除とされておらず、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、免除申請を行ったとする申立人の母親は、学生の免除申請を行う場合に必要な添付書類である在学証明書等に係る記憶が定かではないほか、申立人及びその母親は免除申請した場合に通知される免除申請承認通知書又は免除申請却下通知書についての記憶も定かではなく、オンライン記録でも、当該期間に係る保険料の免除申請等に係る記録は確認できない。

また、申立期間②については、当該期間の保険料を納付したとする母親は、納付方法等に係る記憶が定かではなく、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間①に係る保険料を免除されていたこと、及び申立人又はその母親が申立期間②に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間①の保険料の免除、

及び申立期間②の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2462 (事案 2284 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 60 年 3 月まで

前回、夫婦二人分と私の母の国民年金保険料を妻が納付していたと申し立てていたが、私の記憶違いで、申立期間については、私自身が国民年金の加入手続を行って保険料を納付していたので、納付日が妻と異なってもおかしくはない。

再度調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻は、申立人及びその母親の国民年金保険料を自身の分と併せて納付していたと供述しているものの、A市の国民年金保険料収滞納一覧表及びオンライン記録によると、当該期間直後の昭和 60 年度及び 61 年度の保険料は、申立人の妻及び母親は、毎月末の同一日に納付しているのに対し、申立人の保険料については数か月分の一括納付、1 年分の前納等の記録があり、その納付日も夫婦で異なっており、申立人の妻が申立人の分を含めて保険料を納付していたものとは考え難いとの判断がなされ、既に当委員会において平成 23 年 2 月 10 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を自分で納付していたと主張しているものの、オンライン記録によれば、昭和 57 年 11 月 1 日の国民年金被保険者資格の取得届は、申立期間より後の 60 年 6 月 5 日に入力処理されていること、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によれば、申立人は昭和 57 年度及び 58 年度において被保険者として把握されていないことが確認できることなどから、申立期間当時、申立期間は未加入期間とされていたため、保険料を納付することはできなかったものと考えられ、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月、同年7月、8年4月、9年2月、同年3月及び16年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月及び同年7月
② 平成8年4月
③ 平成9年2月及び同年3月
④ 平成16年4月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日時点で勤務していた会社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された事跡は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③は、16年6月18日に国民年金の被保険者期間として記録が追加されていることから、この時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、記録が追加された時点においては、国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間④については、オンライン記録によると、平成18年1月11日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において、当該期間に保険料の未納期間があったものと考えられるほか、申立人の妻も当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2464 (事案 363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 6 月までの期間、同年 7 月から 8 年 1 月までの期間及び同年 2 月から 9 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 6 月まで
② 平成 4 年 7 月から 8 年 1 月まで
③ 平成 8 年 2 月から 9 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 3 月頃に A 町で国民年金に加入し、毎年、一括して国民年金保険料を A 町役場で納付したと記憶している。前回は、申立期間②について、納付記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、申立期間を変更し、再度申立てを行うので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、i) 申立期間は、基礎年金番号導入前で、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しがなければならないところ、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されており、国民年金に加入したことを示す申立人の国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者資格取得日の記載が無く、記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人には、申立期間以外にも、厚生年金保険被保険者資格の喪失後に国民年金の未加入期間が複数存在すること、iii) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにつき、新たな事情として、B 共済組合の組合員資格を喪失した後、昭和 62 年 3 月頃に国民年金に加入して、毎年度末の

3月に、A町役場の窓口で翌年度の保険料を一括納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立人に対しては国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを踏まえると、新たな事情と認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、新たな申立期間として、申立期間①及び申立期間③につき、申立人は昭和 62 年 3 月頃に国民年金に加入し、毎年度末の 3 月に、A町役場の窓口で翌年度の保険料を一括納付していたと主張しているところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び③は、国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、市町村役場の窓口では、翌年度の保険料を収納することはできないことから、申立人は申立期間①及び③の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人は既に 60 歳に到達していたため、保険料を納付するためには、改めて任意加入手続を行う必要があつたが、申立人は当該手続に関する記憶が定かでない上、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年12月まで

平成3年3月に会社を退職したため、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、同区役所の窓口において2回ほど納付書により納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所の窓口において納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の平成4年1月24日に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、この払出時点では、申立期間のうち、3年3月分の保険料は過年度納付となることから、同区役所において当該保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、オンライン記録によると、4年2月3日に過年度納付書が作成されていることから、当該納付書の作成時点で3年3月分の保険料は未納であったことが確認できる。

また、申立人に係るA市の平成3年度国民年金被保険者収滞納一覧表でも、申立期間の保険料が納付された事跡は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月から8年12月まで

私は、会社を退職した直後の平成7年10月に、健康保険の任意継続手続及び国民年金の加入手続を行い、健康保険料及び国民年金保険料は、母に納付してもらっていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に、申立人が当時加入していた厚生年金保険の記号番号により付番されており、オンライン記録によると、申立人が12年8月に当該基礎年金番号で国民年金被保険者の資格を取得した後に、申立期間は未納期間として入力処理されているほか、申立人が所持する年金手帳でも国民年金手帳記号番号に係る記録は確認できない上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該記録の整備時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、申立期間の保険料を母親に預けていたが、当時の保険料の納付方法等についての母親の記憶は定かではないと説明していることから、当時の状況が不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から55年9月1日まで

私の夫は、A社の事業主であった。申立期間において、私の夫から給与と思われる毎月袋に入った50万円を渡されており、報酬月額は50万円であったはずなので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社に係る登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により認められるところ、申立事業所において事務担当であったとする複数の者は、「社会保険事務所（当時）への届出書類は、事業主が目を通し、事業主が管理する印鑑を押した。」と供述している。

また、被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

さらに、オンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な事務処理の事跡は確認できない上、申立人の妻は、申立期間の報酬月額が50万円である旨主張しているものの、申立期間当時の厚生年金保険法における標準報酬月額の最高等級額は、32万円である。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる確定申告書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3778 (事案 3178 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 21 日から 49 年 10 月 1 日まで

「昭和 48 年 8 月 21 日に A 社 (現在は、B 社) C 工場から同社本社に異動したが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間直前の標準報酬月額より著しく低く記録され、実際の給与額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。」として年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、申立期間に係る標準報酬月額を 9 万 2,000 円に訂正することが認められた。

しかしながら、実際の給与支給額は 9 万 2,000 円よりも高額であり、昭和 48 年の定期昇給や結婚したことによる手当の増額があったので、申立期間に係る標準報酬月額の訂正について再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、i) D 厚生年金基金は、確定給付企業年金へ移行時期前において、B 社が保管する当該基金が国の所管局に提出した「代行返上・不突合データの件 (確認お願い)」(平成 15 年 9 月 22 日付け)により、申立人の申立期間における標準給与月額を 9 万 2,000 円と記録していたことが確認できること、ii) B 社が、6 枚複写の届出用紙により、社会保険事務所 (当時)、D 厚生年金基金及び E 健康保険組合のそれぞれに同じ内容の届出を行っていたものと思われる旨を回答していることから判断すると、D 厚生年金基金に提出されたものと同じのものが社会保険事務所に届け出られたことがうかがえること、iii) 昭和 45 年 10 月 1 日に当該基金が設立された以降の期間において、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と同基金の標準給与月額の記録は、申立期間を除き、全て一致していることが確認できることなどを総合的に判断し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

については、5万2,000円から9万2,000円に訂正することが妥当であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月13日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和48年8月から49年9月までの標準報酬月額を9万2,000円に訂正することが認められたものの、「実際の給与支給額は9万2,000円よりも高額であり、48年の定期昇給や結婚したことによる手当の増額があった。」として、申立人自身が当時の月額変更届等についてB社に調査を依頼し、同社厚生担当課長から受けた回答書及び同社から提供を受けたG労働組合の賃上げについての資料「50年のあゆみ(1945-1995)G労働組合」を添付して再度申し立てている。

申立人が提出した前述の組合資料によると、昭和48年の春闘の成果として、「平均賃上げ1万3,500円」、「定昇2,153円」、「家族手当妻5,000円を7,000円に」、「マイカー国鉄定期なみ」という記述等があるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が毎年4月に昇給があった旨を供述していること、当該同僚のうち一人は、46年7月からの支給基準給などをノートに記録しており、当該ノートにおいて支給基準給が48年4月に1万6,920円増額し、家族手当が5,000円から7,000円に増額となったことが記載されていることから判断すると、申立人についても、報酬月額が同年4月分から増額となったこと及び結婚後に手当分の増額があったことが推認される。

しかしながら、申立人がB社厚生担当課長から受けた回答書には、当時は10月よりも早い時期に社内異動があった場合、転勤前の標準報酬月額をそのまま変更せずに届け出たようである旨が記されており、B社は、当時の賃金台帳等の資料が残っていないものの、厚生年金保険料は、被保険者記録どおりの標準報酬月額から計算されたものしか控除していなかったと思われる旨を回答しているところ、被保険者名簿によると、前述の支給基準給をノートに記録している同僚の被保険者記録について、昭和48年10月及び49年10月に係る定時決定の記録が確認できるものの、48年及び49年に係る随時改定の記録は確認できない。

また、標準報酬月額の相違について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律では、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされているところ、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す新たな資料は無く、前回あっせんを決定した標準報酬月額に相当する保険料額を上回る保険料控除を確認できない。

したがって、前回、委員会があっせん決定した標準報酬月額を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、前回あっせん決定した標準報酬月額に相当する保険料額を上回る保険料控除を認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、年金記録に関する個別の案件に係る事項の調査審議を行う機関であり、申立事業所及び社会保険事務所等の事務取扱い等の是非について審議、判断する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 24 日から 50 年 4 月 1 日まで
A社B事業所（現在は、C社）にD担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
昭和 49 年 9 月 24 日に中途採用されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社等が設立したE健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険の組合員記録及び申立期間当時のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間のうち、少なくとも昭和 49 年 9 月 25 日から 50 年 4 月 1 日までの期間においてA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、被保険者名簿において昭和 48 年から 51 年までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚 9 人について、被保険者名簿の資格取得日と健康保険組合の記録により確認できる健康保険の資格取得日を比較すると、一致している者が 4 人、健康保険の資格取得日が遅れている者が 3 人、健康保険の資格取得日が早い者が二人であり、区々となっていることから判断すると、A社B事業所は、従業員について必ずしも厚生年金保険と健康保険の被保険者資格取得手続きを同時に行っていたとは限らないことがうかがえる。

また、昭和 48 年から 50 年までの期間に中途採用されたとする者の試用期間について、被保険者名簿及び同僚の供述に基づいて検証したところ、48 年入社の人については試用期間が設けられていない者が 4 人、3 か月の者が二人、5 か月の者が一人となっており、49 年入社の人については 7 か月の者が申立

人を含めて3人、8か月の者が一人であり、区々となっていることから判断すると、A社B事業所では、当時、従業員の試用期間について必ずしも同じ期間を設けていたとは限らないことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「中途採用者は新卒採用者より長く試用期間を設けていた。申立人は、私より後に中途採用で入社し、『早く、正社員になりたい。』と話していたのを記憶している。」、「私は昭和46年10月に新聞広告の求人を見て応募し入社したが、試用期間がある旨の説明を受けた。私の資格取得日は47年4月1日である。」と供述している上、申立人と同時期の昭和49年8月又は同年9月に入社したと供述している同僚二人の被保険者名簿における資格取得日は申立人と同日である50年4月1日であることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人の申立事業所に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和50年12月16日となっており、申立期間の記録は確認できない。

また、C社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3780 (事案 3378 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)から、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金は受給していないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、申立内容を認めることができない旨の回答をもらったが、どうしても納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) 申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和43年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月3日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金は受給しておらず、納得できないので、調査してほしいと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせん当たりの基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、

申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 21 日から 63 年 2 月 17 日まで

私が申立期間当時勤務していたA社では、工場で勤務する女性は私だけであった。

A社を退職した後に勤務した事業所に対し、A社を取引先として紹介したこともあるので、申立期間について同社に勤務していなかったとは考えられない。

所持している給与支給明細書や写真も提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務内容及び事業主や同僚の名前を鮮明に記憶しているものの、申立人に係る雇用保険の被保険者記録では申立事業所における離職日は、昭和 62 年 4 月 20 日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 62 年 4 月 20 日に申立事業所を離職した後、離職票の交付を受け、同年 5 月 30 日に失業給付による基本手当の受給資格が決定されており、その後、申立期間直後に勤務した申立事業所とは別の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得した 63 年 3 月 17 日の直前（昭和 63 年 3 月 3 日）まで基本手当の支給を継続して受けていることが確認できる。

さらに、申立人は複数月分の給与支給明細書を提出しているところ、当該明細書は支給対象となった年が記載されていないもの又は申立期間以外のものであることから、いずれも申立期間に係る給与支給明細書と確認又は推認できない上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人が名前を挙げた同僚について

ても連絡先が不明であるなど、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人が申立期間直前の昭和 62 年 4 月 21 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失したこと、及び同年 4 月 28 日に申立人に係る健康保険被保険者証が返納されたことを示唆する記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 16 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。

B社に勤務していた期間及びC社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の脱退手当金については受給した記憶があるが、申立期間に係る脱退手当金については受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していた期間及びC社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の脱退手当金については受給した記憶があるが、申立期間に係る脱退手当金については受給した記憶が無い旨を申し立てているが、オンライン記録において、申立人が脱退手当金の受給を認めているB社及びC社に係る厚生年金保険被保険者期間及び申立期間の事業所に係る同被保険者期間を合算した期間の脱退手当金が申立人に支給された記録となっていることが確認できる。

なお、オンライン記録のシステム上、脱退手当金の支給対象期間の間に未支給の厚生年金保険被保険者期間がある場合は、同一日に合算した金額が支給されていたとしても、未支給期間を除いたその前後の対象期間は分けて入力されるところ、申立人についても未支給である昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間を除いて前後の支給対象期間についてそれぞれ支給額と支給日が入力され、二段書きの表記となっている。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人が脱退手当金の受給を認めている被保険者期間及び申立期間を合算した期間の

脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年10月14日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3783

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、事業所の所在地、形態等は不明であるが、A社に勤務し、B県内やC県内においてD業務に従事していた期間であり、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社は、適用事業所名簿において、同事業所の名称及び類似事業所の名称で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所に該当していることを確認することができない上、申立人は病気のため入院中であり、申立人から直接供述を得ることができず、申立人の妻の供述によれば、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、適用事業所名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であり、事業所名に「A」が含まれる複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票並びに申立人が元請け事業者として名前を挙げたE社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

福岡厚生年金 事案 3784 (事案 3324 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 4 日から 36 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間のうち、A社に係る昭和 39 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 日までの期間については、被保険者記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間①、②及び③については、記録の訂正が認められなかった。

申立期間①については、高等学校を卒業する前の昭和 35 年 1 月からB社に入社し、37 年 3 月 31 日に同社を退職するまでの期間において勤務していた。

申立期間②及び③については、昭和 37 年 4 月 1 日にC社に入社し、39 年 3 月 31 日に同社を退職するまでの期間において勤務した。

今回、申立期間①については新たな資料等はないが、申立期間②及び③については、C社において人事等の事務に携わっていたとする同僚が、私が、昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までC社に勤務し、当該期間に社会保険料を徴収されていた旨を記載した証明書を提出するので、再度調査の上、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿によれば、B社は、平成 5 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなってい

る上、当時の事業主は死亡しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を記憶する同僚二人は、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことを記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 前記の同僚二人のうち一人は、「当時、B社は、従業員の出入りが激しく、入社直後はアルバイトで採用し、その後事業主の裁量により、正社員になる者もいた。」と供述し、事務を担当していたとする同僚一人は、「アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえることなどを理由として、既に当委員会において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの判断がなされ、平成 23 年 2 月 24 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、上記の判断に納得できないとして再度申立てを行っているが、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

2 申立期間②及び③に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿によれば、C社は、昭和 46 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が上司であったと記憶する同僚は死亡しており、当該被保険者名簿により当該期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を記憶する同僚 4 人は、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことを記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いことなどを理由として、既に当委員会において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの判断がなされ、平成 23 年 2 月 24 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、C社において人事等の事務に携わっていたとする同僚が、申立人は、昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までC社に勤務し、

当該期間に社会保険料を徴収されていた旨の証明書を作成していることを新たな事情として再度申立てを行っているが、当該同僚に聴取したところ、「私が作成した証明書は、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる根拠資料に基づくものではない。また、私は、申立期間②当時は、人事等の事務に従事しておらず、D関係の業務に従事していた。」と供述していることから、当該証明書は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3785（事案 3371 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から50年12月28日まで

私が事業主であったA社における申立期間の標準報酬月額が、決算報告書に記載されている役員報酬額より低い額となっているため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立事業所は社会保険手続を社会保険労務士へ委託していたので間違った届出がなされたとは考えられず、私の妻の標準報酬月額は、昭和50年8月に引き上げられているのに、私の標準報酬月額が変わっていないことに納得いかない等の理由から、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る昭和49年及び50年の標準報酬月額の定時決定において、標準報酬月額がともに17万円と記録され、オンライン記録と一致していること、ii) 申立事業所の事業主であった申立人は、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳や給与明細書等の資料は所持しておらず、申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができないこと、iii) 申立人が申立期間において経理事務を委託していたとする会計事務所は、「決算書等の資料はあるが、保険料控除に関する資料の保管は無い。」と回答をしていること、iv) 申立期間当時、申立事業所に係る社会保険事務を担当していたとする社会保険労務士は、「各種届出は適切に行っていた。」と供述していること、v) 申立人が提出した昭和49年度の申立事業所の決算報告書に記載のある社会保険料の預り金1万

6,080 円については、申立人を含む当時の被保険者の健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と比べて隔たりがあることが確認でき、この額をもって、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、vi) 委員会の結論では、オンライン記録での判断がなされているが、申立期間当時は紙台帳で記録が管理されていたので、判断材料が異なること、vii) 申立事業所が社会保険手続を社会保険労務士へ委託していたことが確認されており、間違った届出がなされたとは考えられないこと、viii) 提出した昭和 49 年度決算報告書に記載のある社会保険料預り金の額については、事業主負担分も含んだ保険料額で再度の検証が必要なこと、ix) 申立事業所が口座を開設していた金融機関に照会し、申立期間当時の社会保険料振込の控え及び従業員の給与出金用の金種票の確認が必要なこと、x) 申立事業所の被保険者であった申立人の妻の標準報酬月額が昭和 50 年 8 月の随時改定において引き上げられていることから、自身の標準報酬月額についても申立人の妻と同時期に月額変更の届出を行ったと思われるにもかかわらず、標準報酬月額が変更されていないことに納得できないことを申し立てている。

しかしながら、vi) については、前回の申立て時に既に検証しており、前述の通知においても、紙台帳である申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致していることについて、その検証結果を明記している、vii) については、前回の申立て時に既に検証しており、申立事業所の社会保険手続を受託していた社会保険労務士へ再度の照会を行ったところ、前回の申立てに係る照会時と同様、資料を事業主に返却しており不明である旨を回答しており、申立期間当時の社会保険手続書類を当該社会保険労務士から受け取ったとされる申立人は、資料を保管しておらず、届出内容については確認できない、viii) については、前回の申立て時に既に検証しており、申立人が主張する社会保険料預り金の事業主負担分を含めた額（1 万 6,080 円の 2 倍の 3 万 2,160 円）は、同決算書の締め日前後の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月のいずれの期間においても、申立人を含む被保険者の健康保険料額と厚生年金保険料額の事業主負担分と被保険者負担合計額（昭和 50 年 2 月分は 4 万 5,940 円及び同年 3 月分は 6 万 6,892 円）を下回った額である上、社会保険料預り金の額（1 万 6,080 円）は被保険者負担分の保険料額（昭和 50 年 2 月分は 2 万 2,970 円及び同年 3 月分は 3 万 3,446 円）も下回っており、前述の通知のとおり、申立人を含む当時の被保険者の健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と比べて隔たりがあることが確認でき、この額をもって、申立人の保険料控除額を確認することができない、ix) については、申立事業所が口座開設していたとされる金融機関へ照会したが、同機関は保管期限を過ぎて確認できる資料等が無い旨を回答しており、社会保険料納付額等を確認することがで

きない、x)については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、50年8月に申立人の標準報酬月額が改定された記録が確認できない。

また、申立人は、申立事業所に係る社会保険事務所（当時）への届出を社会保険労務士へ委託していたと主張しているが、届出書には事業主である申立人の署名又は押印が必要であるところ、事業主であった申立人は、社会保険事務に係る届出について、内容の確認及び押印を行っていた旨供述していることなどから判断すると、申立期間に係る定時決定及び随時改定等の届出は、申立人の確認の下で行われていたことがうかがえる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく届出及び保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額 32 万円から 28 万円に下がっている。報酬月額は下がっていないのに標準報酬月額が下がっているのは納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、C健康保険組合が提出した申立人に係る健康保険の被保険者記録及びD企業年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金の加入員記録は、オンライン記録と一致している。

また、B社は、申立人に係る「人事記録カード」及び「満 55 歳到達時の取扱い（平成 2 年 10 月 16 日）」を提出し、「社会保険庁（当時）の記録どおりの届出を行ったと思う。当社では満 55 歳到達時の取扱いにより、55 歳到達時から本俸を減額していた。」と回答しているところ、同社が提出した人事記録カードにおいて、申立人が 55 歳到達時点に本俸が下がっていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 25 日から 35 年 4 月 30 日まで

A社にB担当として入社し、勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社がC市からD市に移転した後も継続して昭和 35 年 4 月 30 日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間に係る賃金台帳等は保存しておらず、申立内容が確認できない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、退職時期及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人に係る記憶は無い。当時の厚生年金保険の加入に係る取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 30 年 4 月 1 日、同資格の喪失日は 31 年 6 月 25 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できるところ、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が同年 6 月 25 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことを社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。